

緩和ケアと薬剤師の役割

ゆるっと薬剤師コラム vol.13

2026/05/00 薬剤師 熱海 幸恵

■ 緩和ケアとは

日本では、緩和医療は主にがん患者さんを対象として発展してきました。しかし世界では、がん以外の疾患も広く対象とされており、WHO（世界保健機関）が2002年に示した緩和ケアの定義は次のようにまとめられています。

【緩和ケアの定義（WHO 2002）】

緩和ケアとは、生命を脅かす病に関連する問題に直面している患者とその家族の QOL[※]を、痛みやその他の身体的・心理社会的・スピリチュアルな問題を早期に見出し、的確に評価し対応することで、苦痛を予防し和らげ、向上させるアプローチである。

※QOL（Quality of Life）：生命・生活・人生の質を指す主観的な概念で、生きる上での満足度（快適さ）を表すもの。

このように、緩和ケアは「終末期医療」に限られたものではありません。がんなどの重い病気を診断されたときから、患者さんとご家族の QOL を改善することを目的とした医療です。

■ 当院緩和ケアにおける薬剤師の役割

当院では緩和ケア病棟に担当薬剤師を配置し、症状緩和に関わる薬剤の提案や副作用予防に取り組んでいます。特に薬の効き方は患者さんごとに異なるため、患者さんの声を第一に、薬物動態（吸収・代謝・排泄など）の情報を踏まえた薬剤師の視点で評価することを心がけています。

また、当院では医師・看護師・薬剤師・リハビリスタッフ・管理栄養士など多職種が密に連携しており、患者さんやご家族の希望にタイムリーに応えられる体制が整っていることも大きな強みです。

当院緩和ケア病棟が大事にしている「その人らしさ」を支える一員として、日々奮闘しています。

■ どんな人も緩和ケアを受けられるように

院外の取り組みではありますが、薬剤師が行っている研究会について、少しご紹介します。

私が所属している東京都病院薬剤師会では、「緩和医療領域専門薬剤師養成研究会」を定期的で開催しています。緩和ケアに従事する医師や薬剤師による講義に加え、症例検討を組み合わせたプログラムによって、知識の習得から実際の医療現場での実践能力までを育む内容となっています。

この研究会にはさまざまな病院や薬局から薬剤師が参加しており、緩和ケアを志す仲間が増えることで、患者さんが時や場所（在宅・薬局・病院など）に関係なく緩和ケアを受けられる社会の実現に寄与できると考えています。

■ さいごに

患者さんやご家族が抱える苦しみは一人ひとり異なります。その声に耳を傾け、寄り添い、少しでも安心して過ごせる時間を増やすために、薬剤師としてできることはまだまだあります。

これからも多くの仲間とともに緩和ケアの輪を広げ、誰もが「自分らしく生きる」ことを支えられる医療を目指していきたいと思えます。